

2008年7月9日

公正取引委員会御中

〒164-0012

東京都中野区本町 2-20-13-14

03-3373-7230

竺原 光江

資源エネルギー庁による公正取引法違反について

資源エネルギー庁は、原子力政策に関して、いくつか不正を働いており、独占禁止法を誘導している。別紙「訴状」を読んでもらいたいが、国が秩序を無視すれば、当然のことながら、事業者や国民に悪影響を及ぼす。公正取引委員会は、政府を監視する立場にある。故に、審議会へも参加している。公正さを守るため、原子力政策の取り締まりを求める。

偽造とは、下記の通りである。

- 1) 原子力の発電コスト
- 2) 再生可能エネルギーのコスト
- 3) 独占禁止法違反
- 4) 原子炉の安全性に対する過大広告

- 1) 原子力の発電コストについて

添付資料の訴状 13,14 ページに記しており、抜粋する。

発電コスト 5.9 円 / kWh の信憑性においては、疑問が数多くある。例えば、**試算されている原子炉の解体費用は 55 基で、2 兆 6000 億弱。しかし、出力 16.6 万 kW の東海発電所の解体費用は 927 億円。基数で考えた場合は 55 倍で、5 兆 985 億円。出力で考えた場合は、298 倍で、27 兆 6246 億円となる。**数値がまったく合っていない。また、5.9 円 / kWh は、モデルケースで考えて試算したものであるが、2004 年 4 月 19 日の「総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会 制度・措置検討小委員会（第 3 回）議事録」には、財務諸表ベースで計算した数値を発表している。電気事業連合会が出したものであり、発言者は、資源エネルギー庁の齋藤電力基盤整備課長である。

2000年度から2003年度の平均値ということで、原子力が設備利用率78%、そのときのコストが8.3円/kWhと、それから火力の方は設備利用率が実際41%でしたので、10.0円/kWhとなっておりますが、下の「 」にも書いてありますが、これを80%の設備利用率ということに換算してみると、括弧の中に書いてありますように7.3円ということになるということです。

稼働率2%の差で1円違っていることも興味深い。原子炉の稼働率は、80%で試算されている。しかし、1970年度から2006年度までの平均時間稼働率は70.8%。新潟県中越沖地震のあった2007年度の設備利用率は60.7%である。耐用年数においても、40年で試算されているが、東海発電所は27年であり、老朽化を考えると長く使ってはならないはずである。今後、40～60年間の利用が検討されているが、長く使えば強度も落ち、壊れなければ気づかない老朽化もでてくる。現に、2004年の美浜発電所3号機の2次系配管破損事故は、老朽化が原因であった。復水配管が破裂し、蒸気を浴びて5名が死亡、6名が火傷などの重傷を負っている。1976年には10mmあった配管の厚さは、最も薄くなっていた部分では、約0.4mmまで減肉していたのである。

後処理のバックエンド事業においても、試算が二転三転していて、わからない。1999年にコストを発表したときは、再処理工場の廃止措置とTRU廃棄物の地層処分費用は含まれずに試算された。その後、2003年には、電気事業連合会は、再処理費用を2078年までに18.8兆円かかると公表した。ここには、MOX燃料の再処理費用や貯蔵される使用済み燃料の再処理費用は含まれていない。再処理工場の稼働率は100%と計算しており、現実的な稼働率ではない。また、2004年には、原子力委員会は、2060年までに使用済み核燃料をすべて再処理した場合の総事業費は42兆9000億円、六ヶ所村の再処理工場だけを使って処理しきれない使用済み核燃料を埋設処分する一部再処理する場合は38兆7000億～45兆円、再利用せず地中へ直接埋設処分する場合は30兆～38兆6000億円、貯蔵する場合は36兆7000億～40兆9000億円と公表した。公表する度に額が増えている。一体いくらかかるのだろう。ちなみに、六ヶ所再処理工場のコストは10年間、隠蔽されていた。1994年の試算では、直接処分のコストが0.348円/kWh、再処理のコス

トが 1.336 円 / kWh であり、直接処分に比べて、再処理のコストが 4 倍高い試算が出されていた。工場は建設されてしまった。建設費は、当初 8400 億円と見積もられていたが、実際には 2 兆円を超えた。すべては国民の負担である。

2) 再生可能エネルギーのコストについて

添付資料の訴状 15 ページに記しており、抜粋する。

その他のエネルギーにおいては、**太陽光発電は、30 年以上利用できるにも拘わらず、運転年数を 20 年で計算し、発電コストを平均 66 円/kWh としている。また、風力発電は、20 年以上利用ができるにも拘わらず、耐用年数を 17 年とし、大規模だと 9~14 円/kWh と試算している。**意図的に年数を減らし、コストを高く見せているのではないだろうか。資源エネルギー庁の試算は「不当景品類及び不当表示防止法違反」に該当する。それぞれの発電コストの見直しを行うことが求められる。

3) 独占禁止法違反を誘導

添付資料の訴状 24,25 ページに記しており、抜粋する。

日本も再生可能エネルギーの制度はあるが、むしろその普及を妨げている。2006 年 6 月「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS 法)」が策定された。電気事業者に対して、一定量以上の新エネルギー等の利用を義務付けた制度である。**2010 年度の新エネルギーの導入目標は、年 122 億 kWh。総電力量の 1.35% 程度である。**あまりに低い。他国では、国の政策として 20~50% の目標を掲げている国もある。日本では、新エネルギーの購入価格の上限を決めているが、新エネルギー事業を不当に拘束するものである。「運用に関する留意事項等」には、次の通り、記されている。運用に関するものであるから、法律と同等である。

第 4 法第 8 条第 1 項の勧告に係る「正当な理由」

2. 上限価格

新エネルギー等電気相当量に係る上限価格は 1kWh 当たり 11 円とする（なお、これをもって、太陽光発電又は風力発電（事業目的を有しないもの）の発電設備から販売電力料金単価で余剰電力を購入することを妨げるものではない）。

「1kWh 当たり 11 円以下」の価格設定は、ただでさえ採算がとりづらく、今後の普及によって価格競争力を高めようとする新エネルギー事業者を法的な力を利用して妨害するものである。資源エネルギー庁は、電力会社の独占禁止法違反に加担している。下の表は、東北電力における風力発電の購入結果である。出力 2000kW 以上の大規模風力発電の結果をまとめている。2006 年度の買い取り価格は、夏季の平日の昼間が 4.90 円 / kWh、その他の季節の平日昼間が 4.20 円 / kWh、夜間が 1.80 円 / kWh である。

	応募総数	決定
2003 年	25 件・527,850kW	4 件・90,350kW
2006 年	31 件・約 540,000kW (出力変動緩和制御型)	3 件・50,000kW
	8 件・約 220,000kW (出力一定制御型)	2 件・50,000kW

9～22%の決定は、明らかに風力発電業者をいじめている。これでは、雇用の拡大にも、産業の発展にも繋がらない。出力が安定しないことを理由に、電力会社は風力発電からの電力をあまり買い取っていないが、他国ではできている。日本で何故、できないのだろうか。新潟県中越沖地震で7基の原子炉が止まり、その穴埋めは、火力発電所の稼働率を上げることで補われている。何故、余っている風力発電から、電力を買い取らないのだろうか。

5) 原子炉の安全性に対する過大広告

添付資料の訴状 12,13 ページに記されており、抜粋する。

安全性の問題においては、原子力で最も怖いのが「人為的ミス」である。人為的ミスは、必ず起こり、避けられない。例えば、臨界事故は、過去に3回起きている。臨界事故とは、人間が制御できる臨界状態を超え、核分裂の連鎖反応を制御できなくなることである。

1978 年、福島県第一原子力発電所の臨界事故は、操作ミスが原因で制御棒 5 本が引き抜けた。最長 7 時間半、臨界が続いた可能性がある

1999 年、石川県志賀原子力発電所の臨界事故では、操作ミスで制御棒 3 本が引き抜け、約 15 分間、臨界状態となった。

1999 年、東海村 JCO 臨界事故では、ウラン加工の作業をしていた 3 名が青い光を見て被曝。中性子による被爆で、人体のナトリウムが放射性物質に変わり、2 名が死亡。1 名が退院

その他にも、1995 年、高速増殖炉「もんじゅ」では、設計ミスで配管に挿入した温度計の保護管が振動により破損し、ナトリウムが漏洩。66 ヶ所の火災報知器が鳴り響き、自然発火の火災が起きた。2007 年には 1 万件を超える電力会社のデータ改ざんや隠蔽が明るみに出た。ざっと実例を挙げると、老朽化が判断できない。確認が不十分。追加調査を行わない。機器の故障が予測できないなど。人間はすべての記憶を脳に留めておくことはできない。しかも、老いて死ぬ。死は人間が万能でないことを表す。その中で、安全を誇張することは、愚と傲慢・身勝手さの表れであり、結局は信用を落としている。

耐震性の問題においては、新潟県中越沖地震の被害でも明らかになったように、地震大国日本に安全を確実に保障できる地域はどこにもない。日本列島は、4 つのプレートの上に乗っている。だから、原子炉を建設するときは活断層の上には作らず、建築基準法の 2~3 倍の耐震設計で、岩盤の上に直接建設する。しかし、**新潟県中越沖地震は 2000 ガルを超えた。柏崎刈羽原子力発電所の耐震設計基準は 450 ガル。新たな活断層も見つかった。**それになのに、原子力安全委員会は「原子炉の安全に重大な影響を与えるものはない」という声明を発表している。それでは今までの基準は、一体、何だったのであろうか。機器も壊れた。地震計 97 台のうち、63 台のデータが一部消失した。インターネットでリアルタイムに公表する放射線量を測定する装置も 23 ヶ所で故障している。排気筒モニター 7 ヶ所、周辺の海水モニター 7 ヶ所、大気の放射線量を監視するモニタリングポスト 9 ヶ所である。その状態をあまり報道することなく、「放射能漏れは微量である」と言っている。第一、微量であっても問題である。予想外に対処できない事態が起きたわけである。防災対策もまるでなっていなかった。

2006 年 9 月、耐震設計審査指針の改訂が行われた。2008 年 3 月末のバックチェックの

中間報告では「敦賀原子力発電所」「もんじゅ」「美浜原子力発電所」のそれぞれ敷地の直下に活断層があることが認められた。以前から指摘されていた場所である。原子力に対する信用は失われる一方であり、おそらく失った信用は取り戻せない。これ以上、原子力は推進できそうにない。それでも続けるということは同時に、税金を無駄にするというのである。私達は、資源エネルギー庁のために税金を納めているのではない。地震大国日本で原子炉は作ってはならない。活断層がない場所であっても、安全であるとは言いきれない。また、地震のリスクを軽減するためにも、エネルギーは偏った県に集中させてはならない。

なお、その他、訴状の 32～36 ページにかけても記しているが、「日本卸電力取引所」における PPS のシェアが広がりを見せないのはおかしい。通常の電気料金よりも安いことから、売り手よりも買い手の方が多くなる。しかし、資源エネルギー庁は、まず買い手を妨げる政策を取っている。

平成 14 年 10 月 21 日(月)の「第 1 回 電気事業分科会 市場環境整備ワーキンググループ 議事要旨」には次のような発言がある。

大口需要家が直接会員になることは可能か。

それは考えていない。

最終需要家が直接参加してまずい理由は何か。参加希望者を除外する理由はあるのか。

現在の制度は小売による自由化を原則にしている。小売は当然そこに対する供給事業者がいて、そういうことによって供給責任等を解決している。他方、需要家にニーズがある場合は、PPSなどに委託することも可能ではないかと考えている。制度的に根本的な発想が異なるものへ移行することのコストを考えれば、今の制度で大口需要家も別途 PPS などを通じて取引をすることで目的を大まかには達成できるのではないかと考える。

「小売」とは「消費者に対して、直接商品を販売すること」である。この取引制度場合の小売先とは「大口需要家」となる。取引を活性化させるために制度を設けているのに、何故、取引所外で話をすればいいという発想になるのか。例えば、証券取引を個人個人で売買させていたら、市場は活性化できない。大口需要家をまず、会員にさせなければなら

ない。需要があれば、それに伴って、市場は拡大するはずである。それを誘導させることが、公正取引員会の本来の役割である。

また、途中で述べたように、風力発電事業者は、かなり電力会社にいじめられている。不当に安い価格で、電力を買い取られている。調査するべきである。また、日本卸電力取引所の会員には、風力発電事業者などがいないに等しい。積極的に取引に参加できるように、制度を整えることが求められる。電力が安定しないから、バックアップするのであり、電力を補うとするから、市場も活性化するのである。

以上